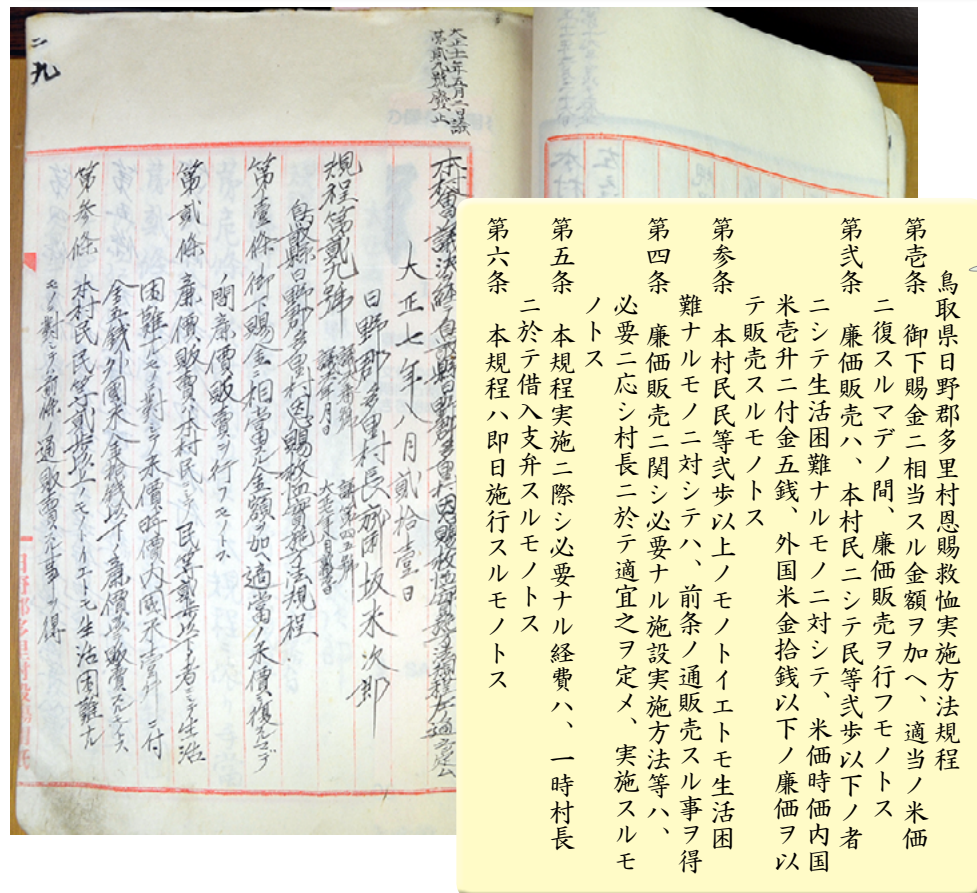


近代

第13章 近代国家の展開 2. 第一次世界大戦と日本 (2) 政党内閣の成立

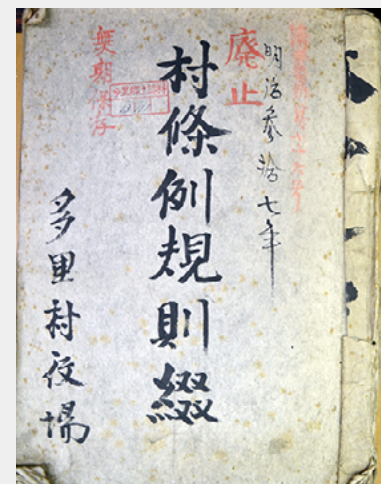
米騒動の影響 ―日野郡多里村―

解説



日野郡恩賜救恤実施方法規程 旧多里村役場資料13-111
写真は2枚とも『明治37年村条例規則綴 多里村役場』(日南町蔵)★

【意訳】
第一条 下賜金に相当する額を加えながら、米価が適正に戻るまでの間、米の廉価販売を行うこととする。
第二条 廉価販売は多里村民であつて民等位数で二歩以下の生活困難者に対して、国産米価一升五錢、輸入米は十錢以下で販売するものとする。
第三条 二等以上の者でも生活困難なものは、前条の通り販売を行う。
第四条 廉価販売のために必要な諸方策は、必要に応じて都度村長が決めて実施するものとする。
第五条 この規定により必要となる経費は、村長名で一時間借入れをし、それを原資として充てるものとする。
第六条 この規定は即日実施する。



1918(大正7)年夏ごろ、シベリア出兵を前に起こった米騒動は全国に波及し、本県でも鳥取市や東伯郡で紛争が発生している。米の移出県にもかかわらず、本県の米価も

全国並みに急騰したが、同年8月10日以降に下がりはじめ、16日には1升あたり30錢くらいまで続落した。とはいえ、放置すればまた高騰する恐れありとして、救済対策ははかられていく。

その方法として、篤志家による米穀金品施与、外米の購入などが郡役所から町村へ通達されたが、資料は米穀の廉価販売実施を定めた日野郡多里村の規程である。

この中の規定では、民等位二歩以下、あるいはそれ以上でも生活に困難なる者は廉価販売の対象とし、時価に対して内国米1升につき5錢、外国米は10錢以下での販売をするよう定めている。また、この規程の即日施行が盛り込まれ、危機感を帯びて細民救済に取り組む最前線の村行政がうかがえるものである。

(担当：前田孝行)

★の写真は教育活動以外での無断利用や転載を禁止します。